

医推第1832号
令和2年3月27日

岡山県医師会長 }
岡山県病院協会長 } 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」(平成14年厚生労働省令第158号)等の規定に基づく臨床研修病院に対する訪問調査の取扱いについて、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」(平成30年法律第79号)により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと等に伴い、別添のとおりその一部を改正し、令和2年4月1日より適用する旨の通知が厚生労働省医政局医事課長からあったので、周知いたします。

つきましては、貴会会員への周知をよろしく申し上げます。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しています。

記

1 ホームページ

「岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ」

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

<問い合わせ先>

岡山県保健部医療推進課

地域医療体制整備班 主任 佐藤元宣

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7084

FAX：086-224-2313

E-mail：motonobu_satou@pref.okayama.lg.jp